訪問看護重要事項説明書　〈令和 8 年 8 月1日現在〉

1. 訪問看護ステーションもみのきの概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所の名称	医療法人治久会　訪問看護ステーションもみのき
所在地	高知市塚ノ原 43-20
サービス種類 事業者指定番号	訪問看護、介護予防訪問看護 高知県　第 3960191066 号
設置年月日	2026 年 8 月 1 日
管理者及び連絡先	岩本　佐苗　　電話:088-843-2080
サービス提供地域	高知市、いの町 ※土佐市及び高岡郡日高村については、ご相談ください

(2) サービス提供時間

月曜日～金曜日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで (土・日・祝日・及び 12 月 29 日から 1 月3日は休業します。但し緊急時はご相談ください)

※　緊急時訪問看護(24 時間対応体制)契約に同意をいただいた場合は営業日、営業時間外も随時対応します。

(3) 職員体制

	職種	人数	備考
管理者	看護師	1名	
職員	看護師	1名	
	看護師	1 名以上	兼務
	理学療法士	1 名以上	兼務
	作業療法士		兼務
	言語聴覚士		兼務

2. 事業の目的

訪問看護ステーションもみのき(以下、事業所とする)の看護師は、病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が治療の必要の程度につき指定訪問看護(以下「訪問看護」という。)の必要性を認めた方に対し適正な訪問看護を提供します。

3. 運営の方針

主治医の指示に基づいて、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、本人及び家族の意向を尊重し、生活の質の確保を重視した在宅療が継続できるように支援を行います。また地域との結びつきを重視し他の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に務めます。

4. 訪問看護サービスの内容

1） 訪問看護として提供する基本内容

（1） 病状及び障害の観察
（2） 清拭・洗髪などによる清潔の保持
（3） 食事及び排泄など日常生活の世話
（4） 褥瘡の予防及び創傷等の処置
（5） ターミナルケア
（6） 認知症患者の看護
（7） 家族への療養生活や介護方法の指導
（8） カテーテルなどの管理
（9） リハビリテーション
（10） その他医師の指示による医療処置

2） 訪問看護の記録

それぞれのサービスの提供に関する記録を整備するとともに、修了後 5 年間保管します。また、利用者またはその代理人から利用者に関する記録等の開示を求められた場合は、当法人の「診療情報開示規程」に従い、所定の手続きに基づき、記録の閲覧および複写物の交付等を行います。

3） 訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書の作成や変更

利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、主治医の指示書に沿い、療養上の目標や具体的なサービス内容を記載し訪問看護計画を作成し、これに基づき訪問看護を計画的に提供します。また、作成した場合は利用者およびその家族に説明します。利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合、訪問看護計画の変更の対応を行います。

5. サービス利用料及び利用者負担

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担は、利用料金の 1 割で一定の所得がある場合は 2 割または 3 割となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(1)訪問看護利用料

所要時間	基本料金	夜間(18:00～22:00) 早朝(6:00～8:00)料金 25%加算※2	深夜料金 (22:00～6:00) 50%加算※2
20 分未満※1	3,140円	3,930 円	4,710円
30 分未満	4,710円	5,890円	7,070円
30 分以上 1 時間未満	8,230 円	10,290円	12,350円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	11,280円	14,100円	16,920円

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※1　算定要件(20 分未満)利用者に対し、週に 1 回以上 20 分以上の訪問看護が計画されていること。
利用者からの連絡に応じて、訪問看護を 24 時間行える体制であること。

※2 夜間・早朝、深夜の加算(18:00～8:00)については、当該月の緊急訪問が夜間深夜早朝の時間帯であっても当該月 1 回目は算定されませんが、当該月 2 回目以降に夜間深夜早朝の時間帯に緊急訪問があった場合は算定されます。

訪問看護ステーションの理学療法士等による訪問看護利用料

1 回あたり 2,940円／回 （介護予防 2,840 円）（※1 回あたり 20 分）

※1　1 日に 3 回を超えて実施する場合は、1 回につき 90/100 を乗じて算定します。

※2　指定介護予防において 1 日に 3 回以上実施する場合は 50/100 を乗じて算定します

加算料金

項目	基本料金	内容
緊急時訪問看護加算Ⅰ	6,000 円	利用者又はその家族から電話などにより看護に関する意見を求められた時に常に対応できる体制をとっており、1 か月に 1 回算定します。
特別管理加算	(Ⅰ)5,000円 (Ⅱ)2,500円	特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的に管理を行うことに対して 1 か月に 1 回算定します。※1参照
項目	基本料金	内容
複数名訪問加算	30 分未満　2,540円 30 分以上　4,020円	利用者の身体的理由、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などが認められる等利用者の状況から判断して 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合算定します
退院時共同指導加算	6,000円	病院、診療所または介護老人保険施設を退院又は退所するにあたり、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合算定します
初回加算	(Ⅰ)3,500円 (Ⅱ)3,000円	(Ⅰ)新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して退院・退所した当日に指定訪問看護を行った場合に算定します (Ⅱ) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して退院・退所した翌日以降に初回の指定訪問看護をおこなった場合に算定します
ターミナルケア加算	25,000円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行ったときに、死亡月に 1 回算定します
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)60円/回	厚生労働大臣が定める基準に適合しているも

（介護予防）	（Ⅱ）30円/回	のとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合に算定
定期巡回･随時対応サービス連携型訪問看護	29,610円	定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合に算定します
専門管理加算	2,500円	専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を受けた看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、月に 1 回算定します
介護職員等処遇改善加算	月の総単位数の 1.8%	1 か月あたりの基本報酬およびその他の加算の合計額に、左記の加算率を乗じた額が加算されます

※1 特別管理加算（Ⅰ）

- 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、もしくは気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態であること

特別管理加算（Ⅱ）

- 在宅酸素療法などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態で等であること

(2)介護予防訪問看護利用料

所要時間	基本料金	夜間（18:00～22:00） 早朝（6:00～8:00）料金 25%加算※2	深夜料金 （22:00～6:00） 50%加算※2
20 分未満※1	3,030 円	3,790 円	4,550 円
30 分未満	4,510 円	5,640 円	6,770 円
30 分以上 1 時間未満	7,940 円	9,930 円	11,910 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	10,900 円	13,630 円	16,350 円

加算料金

項目	基本料金	内容
緊急時訪問看護加算Ⅰ	6,000円	利用者又はその家族から電話などにより看護に関する意見を求められた時に常に対応できる体制をとっており、1 か月に 1 回算定します。
特別管理加算	（Ⅰ）5,000円 （Ⅱ）2,500円	特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的に管理を行うことに対して 1 か月に 1 回算定します。※1参照

項目	基本料金	内容
複数名訪問加算	30 分未満　2,540円 30 分以上　4,020円	利用者の身体的理由、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などが認められる等利用者の状況から判断して 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合算定します
退院時共同指導加算	6,000円	病院、診療所または介護老人保険施設を退院又は退所するにあたり、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合算定します
初回加算	（Ⅰ）3,500円 （Ⅱ）3,000円	（Ⅰ）新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して退院・退所した当日に指定訪問看護を行った場合に算定します （Ⅱ）新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して退院・退所した翌日以降に初回の指定訪問看護をおこなった場合に算定します
ターミナルケア加算	25,000円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行ったときに、死亡月に 1 回算定します
サービス提供体制強化加算（介護予防）	（Ⅰ）60円/回 （Ⅱ）30円/回	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合に算定
定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護	29,610円	定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合に算定します
専門管理加算	2,500円	専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を受けた看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、月に 1 回算定します
介護職員等処遇改善加算	月の総単位数の 1.8%	1 か月あたりの基本報酬およびその他の加算の合計額に、左記の加算率を乗じた額が加算されます

6. 交通費

交通費は無料です。

ただし、サービス提供地域外への訪問については、距離に応じて 25 円／km × 走行距離(km)により算出した交通費をご負担いただきます。

7. 支払い方法及び支払日

月末に訪問回数や加算状況に応じて計算し、翌月 15 日に銀行引き落としをさせていただきます。

8. 利用者負担金の滞納

利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を 3 ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は 1 ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までにその支払いがないときはこの契約を解除する旨の催告をすることができます。

9. 相談窓口・苦情対応

1） サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

- 当事業所の窓口
 - ・電話番号　088-840-2080
 - ・FAX番号　088-843-7127
 - ・相談対応　　医療法人治久会　訪問看護ステーションもみのき
 - ・対応時間 8:30～17:00

2） 介護保険に関する相談・質問の地域行政窓口（お住まいのある市町村）

市町村介護保険窓口　高知市：088－823－9972（高知市役所 介護保険課）

いの町：088－893－3810（いの町役場 ほけん福祉課）

10. 事故発生時の対応

1） 事業所のサービス提供により、利用者の生命、身体、財産に損害を与 えるような事故が発生した場合、市町村・ご家族・主治医及び関連する居宅介護支援センターに報告するとともに適切な処置を講じます。

2） 上記事故により賠償の必要が生じた場合には、損害賠償をいたします。

3） 万一事故が生じた場合には、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

11. 緊急時等の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

【同意確認欄】

□ 緊急時の場合などの電話による相談または訪問看護を利用するため 24 時間対応体制加算を算定することに同意します。

12. 災害時等の対応

当事業所では、新興感染症や自然災害時にも訪問看護サービスを継続できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、必要な体制整備に取り組んでいます。

ただし、感染症の流行状況や災害の規模によっては、訪問時間の変更や訪問の優先順位を調整する場合があります。利用者の安全を最優先に、可能な限り適切に対応いたします。

また、日頃から非常時の連絡方法や避難場所、必要な医療・介護用品の備えについて、ご確認・ご協力をお願いいたします。

―――――――――――――― ご利用にあたってのお願い ――――――――――――――

◆　保険情報の確認および訪問変更のご連絡について

保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更の生じた場合は、必ずお知らせください。やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

◆　ハラスメント防止条例にともなう禁止行為

当事業所は、従業員、利用者、家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう積極的に予防法務を推進しています。従業員への心身に危害が加わるような暴言・暴力・ハラスメント行為は固くお断りします。以下の点について⑤児湯力ください。

① 暴力又は乱暴な言動（物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声、大声を発する等）
② セクシャルハラスメント（訪問看護し当の体を障る、手を握る、腕を引っ張る、抱きしめる、女性のヌード写真を見せる等）
③ カスタマーハラスメント（緊急でない不要な頻回の電話による業務妨害、高圧的・威圧的な口調、誹謗中傷など社会通念上不相当な行為）
④ その他（自宅住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為等）
⑤ 宗教活動、政治活動、営利活動などの勧誘、そのほか迷惑行為

※　職員へのハラスメント宇藤によるサービスの中断や契約を即時解除する場合があります。

◆　虐待の防止および早期発見への対応

当事業所は、利用者の尊厳を守り、安心して在宅生活を送っていただけるよう、虐待の防止および早期発見に努めます。訪問時に虐待が疑われる状況を把握した場合は、利用者の安全確保を最優先に考え、関係法令に基づき、必要に応じて関係機関へ速やかに相談・通報するなど、適切な対応を行います。また、職員に対する虐待防止に関する研修を実施するとともに、関係機関と連携しながら、利用者の権利擁護に努めます。

◆　身体拘束の禁止について

当事業所は、利用者の尊厳を守り、自立した日常生活を支援するため、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は、緊急やむを得ない場合を除き、行いません。

万一、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う必要がある場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件を満たすことを確認した上で、利用者またはご家族等に十分な説明を行い、同意を得るとともに、その内容、実施時間、理由等を記録し、身体拘束等の早期解除に向けた検討を継続します。

【説明確認欄】

訪問看護契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

【利用者】

住所　〒

氏名

署名代行事由　　利用者との関係

【代理人】

住所　〒

氏名

【事業者】

（事業所名）　医療法人治久会　訪問看護ステーションもみのき

（事業所所在地）　高知市塚ノ原 43-20

（代 表 者）　内田　泰史　　印

（説明者）

以上